

「二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例の骨子（案）」に対する意見募集の実施結果（意見と町の考え方）

募集期間：令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）

意見数：2件

意見提出人数：1人（電子申請2件）

意見の概要及び町の考え方

No	意見の概要	町の考え方
1	既設の基地局の改造については、いわゆる4G規格から5G規格への変更も含まれるのか。町民向けには、例として示して欲しい。	本条例における「改造」とは、基地局のアンテナの本数の増設や形状の変更、出力の変更を想定しており、4G規格から5G規格への変更も「改造」に含みます。 条例の施行にあたっては、対象となる「改造」の考え方を町ホームページにお示しします。
2	近隣住民の範囲を電波塔の高さ×2の水平距離内としている根拠は何か。実際には、その範囲に住む住民は、属する地区や自治会に相談することが主になると思われる。事業者の説明会などに、属する地区や自治会の役員などが参加できないことになると、住民としての安心を得ることが難しいことを想定するが、近隣住民の関係者については実際の運営上で対応がされることになるのか。	本条例は、基地局の設置又は改造により住環境に影響を受ける近隣住民の不安を払拭し、紛争を予防することを目的としています。 住環境への影響とは、具体的に基地局の倒壊や設備の落下などによる物理的な損害を想定していることから、「近隣住民」の範囲については、「二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例」において中高層建築物を建築する際の規定を準用し、基地局の地上からの高さの2倍に相当する水平距離の範囲内としています。 なお、事業者が説明会を行うこととなった場合、条例上、対象は近隣住民のみを想定していますが、近隣住民と事業者との間で合意があればこの限りではありません。